

生物多様性たからづか戦略の見直し概要について

1 生物多様性たからづか戦略をとりまく状況

国が策定する「生物多様性国家戦略」は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。平成7年（1995年）に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまで5回の見直しを行ってきたところである。

令和4年（2022年）12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、平成22年（2010年）に採択された愛知目標の後継となる、令和12年（2030年）までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められた。国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、令和5（2023年）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定した。また、兵庫県では「生物多様性ひょうご戦略」が令和6年度（2024年度）の改定に向けて審議を進めている状況である。

2 見直しの目的

環境基本計画のテーマ別計画である現行の「生物多様性たからづか戦略」は平成23年度（2011年度）に策定し、平成28年度（2016年度）に行動計画が見直したが策定から12年を迎えようとしている。その間、宝塚の生物多様性をとりまく環境は、開発や地球温暖化などにより大きく変化しており、国、県も現行計画について、それぞれ見直しを行っている。

市の現行計画の具体的な行動計画の目標年次は5～10年の期間で見直しを図ることとされており、宝塚の変化する環境に対応し、環境都市宣言で掲げている、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくるために、今後の宝塚市の生物多様性の保全に向けた指針とするべく、現行の計画の見直しを行う。

3 対象期間

- ・現行計画は2050年度が目標年期間とされている。
- ・令和7年度（2025年度）に見直し、以降、5～10年を目途に見直しを行う。

4 見直しの進め方について

- ・審議の方法

宝塚市環境審議会（以下「審議会」という。）に生物多様性たからづか戦略策定委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会にて骨子案を作成して、審議会にて骨子案について議論し策定する。

※宝塚市環境審議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項

- ・生物多様性たからづか戦略策定委員会

委員会は会長が指名する審議会の委員で組織し、委員会の委員長は会長が指名する。また、委員会の設置に関する詳細は、「生物多様性たからづか戦略策定委員会設置要綱」（以下「要綱」という。）で定める。

※規則第6条第2項及び第3項

5 見直しのスケジュール

- ・委員会は骨子案を作成し、審議会は策定委員会の検討の進捗状況に応じて、適宜開催し審議する。
- ・審議会は令和7年度（2025年度）上半期までを目途に中間答申する。
- ・中間答申を受け、市はパブリックコメントを実施する。
- ・市民の意見を受けて、令和7年（2025年）10月までを目途に答申する。

※委員会は、令和5年度1回、令和6年度4回、令和7年度2回開催予定。

※審議会は、令和5年度3回（今回含む）、令和6年度3回、令和7年度3回開催予定。